川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の 制定について

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第1 2号)の一部を次のように改正する。

第1条第6項中「前項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条 第5項の次に次の1項を加える。

6 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるときは、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例(平成26年川崎市条例第47号)第9条に規定する川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び同条例第15条に規定する川崎市いじめ総合調査委員会の構成員の報酬の額は、時間額(時間を単位とする額をいう。以下同じ。)10,000円とすることができる。

第2条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、 同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 時間額の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における職務に従事 した時間数により計算した額をその月又はその翌月に属する日のうち任命権 者が定める日に支給する。

第5条第1項中「第6項」を「第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制定要旨

いじめ問題専門・調査委員会及びいじめ総合調査委員会の構成員に時間額の 報酬を支給できることとするため、この条例を制定するものである。